

ジュビロススポーツボランティア（会則）

第1章 総 則

第1条〔名 称〕

本会は、名称をジュビロススポーツボランティアとする。

第2条〔事務所〕

本会は、事務所を静岡県磐田市新貝2500番地の株式会社（株）ジュビロ内に置く。

第2章 目的及び活動

第3条〔目 的〕

本会は、ボランティア活動を愛する者が集い、次に挙げる試合・イベントを通じ、豊かなスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

第4条〔活 動〕

本会は、前条の目的を達成するために次の試合、イベント時に活動を行う。

- ① Jリーグ（ジュビロ磐田ホームゲーム） ジュビロ主催イベント（ファン感謝デー等）
- ② ラグビートップリーグ（ヤマハ発動機ジュビロのホームゲーム）
- ③ ジュビロ磐田メモリアルマラソン
- ④ 天皇杯・ナビスコカップ
- ⑤ 株式会社ジュビロのサポーターズフェスティバル他
- ⑥ なでしこチャレンジリーグ（静岡産業大学ポニータのホームゲーム）

第3章 会 員

第5条〔会 員及び会員有効期間〕

本会の会員は、次のとおりとする。

所定の申込により実行委員会の承認を受けた者を会員とする。

第6条〔入 会〕

会員になろうとする者は、入会申込書を実行委員会委員長に提出し、実行委員会の承認を受けなければならない。

- 1、 会員としての有効期間は、会員として認められた日からその年の活動年度終了日までとする。
（毎年1月末日が終了日）

第7条〔資格の喪失〕

会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- ① 退会したとき
- ② 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- ③ 除名されたと

第8条〔退 会〕

会員が退会しようとするときは、退会希望日の1か月前までに、退会届を実行委員会委員長に提出しなければならない、また、退会届の提出で正規退会となる。

尚、登録後2年間1度も参加しない場合は自動退会とする。

第9条〔除 名〕

会員が次の各号に該当するときは、実行委員会で審議し実行委員長が除名することができる。

- ① 本会の名誉を傷つけた場合や目的に違反する行為があったとき。
- ② 会員としての本会則違反、本会義務違反したとき、又は活動マニュアルに従わない場合等。

第4章 組織

第10条(組 織)

本会の組織体制は次の通りとする。

1. 実行委員会

・メンバー構成 委員長1名、会員代表1名、会員副代表1名、事務局員1名、監事1名
合計5名とする。

- ① 会員の入退会の承認
- ② 年間活動計画・収支計画及び年間活動報告、収支報告の承認
- ③ 会則の変更の承認

2. 運営委員会(運営部会・広報部会を設置)

・メンバー構成 委員長(会員代表)1名、副委員長(会員副代表)2名
・運営部会の活動は、委員長が指揮を執る。

- ① メンバー管理及び参加者振り分け
 - ② 活動計画立案、収支予算案の立案
- ・広報部会の活動は委員長、副委員長が事務局員と連携して活動する。

第5章 役員及び職員

第11条〔役員及び職員〕

本会には、次の役員を置く。

1. 実行委員会委員長 1名
2. 会員代表 1名
3. 会員副代表 2名
4. 監事 1名
5. 事務局員 1名

第12条〔役員を選任〕

1. 実行委員会委員長は、株式会社ジュピロが任命する。

2. 会員代表・会員副代表は、会員により選出され、実行委員会の承認により決定する。
3. 監事は、株式会社ジュピロが任命する。
4. 事務局員は、株式会社ジュピロが任命する。

第13条〔役員任期〕

1. 委員長の任期は、選任後1年とする。但し、再任を妨げない。
2. 会員代表、会員副代表は、選任後1年とする。但し、再任を妨げない。
3. 監事の任期は、選任後1年とする。但し、再任を妨げない。
4. 事務局員は、選任後1年とする。但し、再任を妨げない。

第14条〔役員及び職員の職務〕

- ① 実行委員長は、本会を代表し、本会の決議執行をし、統括する。
- ② 監事は、会計処理、活動実態を観察又は活動報告書を確認・吟味し、適正に実践されているかの監査を行う。
- ③ 事務局員は、本会の運営、ボランティア活動をサポートし、事務業務全般を行う。
- ④ 会員代表及び会員副代表1名は、実行委員会のメンバーとして実行委員会に参加する。
- ⑤ 会員代表は、運営委員会を統括する。
- ⑥ 会員副代表は、会員代表を補佐し代表が不在となるとき、その任務を代行する。

第6章 資産及び会計

第15条〔基本財産及び活動経費〕

基本財産はもたないものとし、運営・活動経費は株式会社ジュピロが負担する。

第16条〔活動年度〕

本会の活動年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月末日までとする。

第17条〔活動計画及び収支予算〕

本会の活動計画書、収支予算書は、運営委員会と事務局が作成し、活動年度開始前までに実行委員会の承認を得るものとする。

第18条〔活動報告及び決算〕

1. 本会の活動報告及び決算については、毎年活動年度終了後、事務局がまとめて実行委員会の承認を得るものとする。
 - ① 活動報告書
 - ② 予算・実績書
2. ①、②については、監事による監査を受け、実行委員会へ提出し、承認を得るものとする。

第7章 会則の変更及び解散

第19条〔会則の変更〕

この会則は、実行委員会の決議によって変更することができる。

第20条〔解散〕

本会は、実行委員会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

第8章 倫理規定

第21条〔組織の使命及び社会的責任〕

本会の会員並びに役員、職員は、本会の目的に従い、社会からの期待に添えるよう運営・活動しなければならない。また、常に公正かつ誠実に活動し社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第22条〔法令等の遵守〕

本会の役員、職員、会員は活動マニュアル及び社会のルール、法令を順守し活動にあたる。

第23条〔私的利益の禁止〕

本会に従事する全ての者は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第24条〔機密保持及び個人情報の保護〕

本会に従事する全ての者は、活動上知り得た非公開の情報を厳に秘密として保持し、第三者に漏洩してはならず、活動上取得した個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の尊重にも十分配慮しなければならない。

第25条〔反社会的勢力の排除〕

本会に従事する全ての者は、暴力団・暴力団関係企業・総会屋等の反社会的勢力またはこれらの関連会社と関係を持つことがあってはならない。

第26条〔罰則〕

本会会員の資格等を利用し、株式会社ジュピロ又はジュピロスポーツボランティアへの不正行為や活動マニュアル違反等で迷惑を掛けた場合、実行委員会にて戒告、退会等処分を決定する。

第27条〔補則〕

この会則に定めるものの他、本会の運営、活動に関し必要な事項は別に定める。

附則

1. この会則は、平成28年2月1日から施行する。